

上三川町

# こども計画

2025～2029

(令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年3月

上三川町



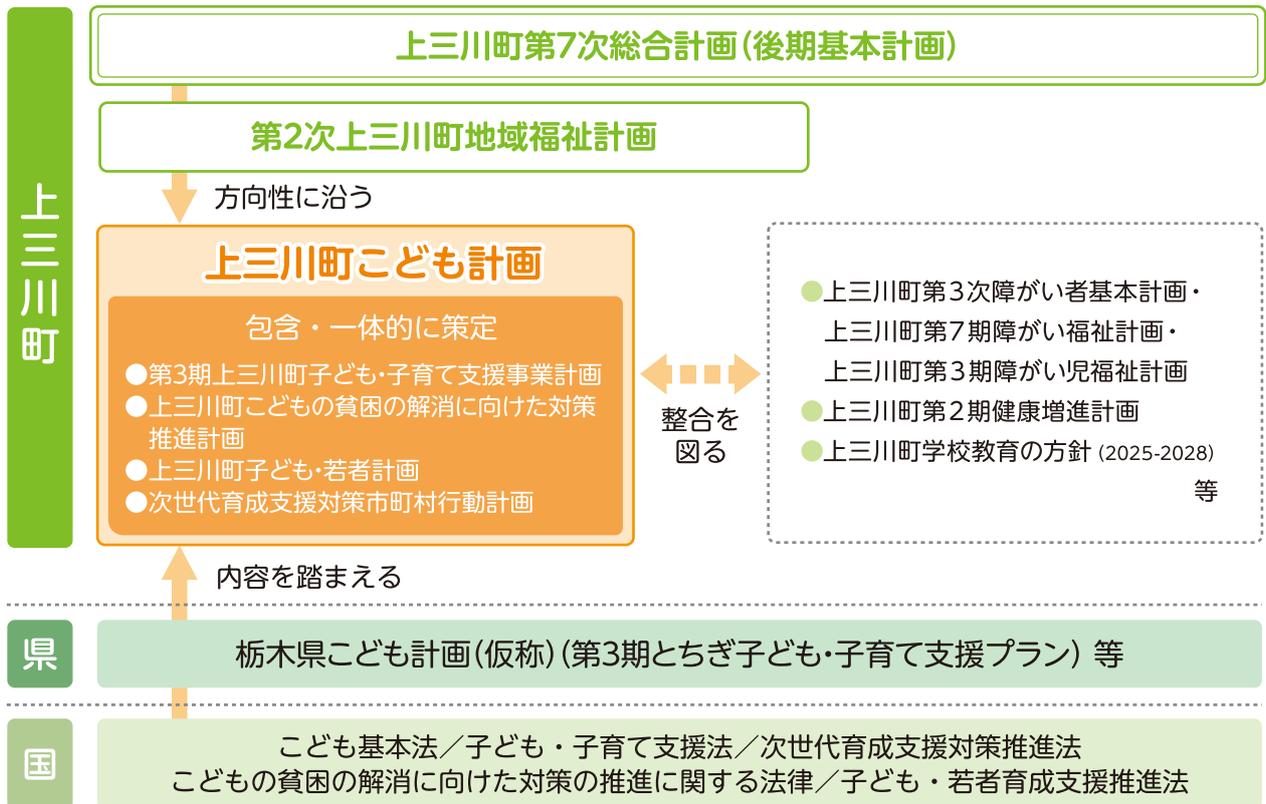
## 計画策定の目的

本町では、国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本町においても、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するために、新たに「上三川町こども計画」を策定することとしました。



## 計画の性格と位置づけ

上三川町こども計画(以下、「本計画」という)は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。



## 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。





## 計画の基本理念

計画の基本理念は、5年間の計画期間の中で上三川町の子ども、若者、子育て世代が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり、子育て環境の充実、若者の社会参画等を包含した将来に向けて目指すべきビジョンです。行政を担う町をはじめ、地域、町民のすべてが基本理念のビジョンを共有し、子育て環境や若者の社会参画環境づくりをともに推進していくための共通理念となります。

本計画では、次代を“こども”として表し、こどもたちが心身ともに生き生きと健やかに輝くため、子育て中の家族が笑顔で過ごせるよう、まち全体でサポートしていきます。

さらに、こどもたちが生まれ育った地域を故郷として慈しみ、おとなになっても暮らし続けたいと思えるよう、友達や仲間を大切にし、思いやりの心を育むことができる豊かな生活環境の整備を行うことで、子育て世帯をはじめ、誰もが笑顔あふれるまちづくりを目指します。

### 基本理念

## 子どもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり

～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～



## 計画の基本目標、施策、主な取組

### ライフステージごとの支援

#### 基本目標

1

### 誕生前から幼児期までの支援

子どもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。また、幼児教育と幼児保育がすべての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

#### 施策内容

#### 主な取組

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

①こども家庭センターの設置／②新生児訪問指導  
③児童医療費助成事業／④親と子の栄養相談

2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

①プレママ・パパ教室／②産後ケア  
③産後ママ応援教室／④すくすく離乳食教室

3 幼児教育・保育の質の向上

①幼稚園、保育所(園)等と小学校との連携  
②保育士登録募集

4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

①5歳児発達相談／②ことばの相談  
③にこにこ相談(子育て発達支援相談)  
④のびのび教室／⑤就学教育相談

## 基本目標

# 2

## 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒及び18歳までの子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、子どもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。また、悩みや不安を抱える子どもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

### 施策内容

### 主な取組

#### 1 学童期・思春期の保健対策

- ①学校給食の充実／②生活習慣病予防の教育
- ③小中学生のための保健学習

#### 2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実

- ①図書館活動の充実／②スポーツ活動の推進
- ③芸術文化活動の振興／④学校運営協議会の運用
- ⑤ICTメディア情報の取扱い

#### 3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

- ①地域子育て支援拠点事業／②放課後子ども教室
- ③交流事業／④ボランティア体験学習

## 基本目標

# 3

## 18歳以降の若者への支援

町の未来の担い手である18歳以降の若者たちが、健全に社会と関わり続けていくために、就労支援のほか、抱えている悩みや不安に応じた各種相談支援などのサポート体制の充実に努めます。また、結婚や出産、定住の機会づくりに取り組み、若者が安心して暮らせるまちづくりに向けて福祉分野の充実に推進します。

### 施策内容

### 主な取組

#### 1 就労、生活基盤安定のための支援

#### 2 結婚・出産の希望をかなえる支援

- ①とちぎ結婚支援センター入会登録料補助
- ②結婚新生活支援事業／③不妊治療費助成事業

#### 3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制

- ①ひきこもり等相談支援先の周知冊子の配付

## ライフステージによらず行う支援

### 基本目標

# 4

## 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

貧困により、子どもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、及び権利や利益を害され社会から孤立することがないように、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する、心身の負担や負荷に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。

また、子どもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、“人対人”に重点を置いた、思いやりと配慮のある対応ができる体制づくりを推進します。

### 施策内容

### 主な取組

- |                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 1 子どもの貧困の解消に向けた対策                   | ①要保護・準要保護児童生徒援助費支給                       |
| 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進                   | ①自立支援・就業相談事業の周知<br>②遺児手当／③ひとり親家庭への医療費助成  |
| 3 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実             | ①児童相談／②虐待防止の住民への啓発<br>③ヤングケアラー相談支援       |
| 4 障がい児施策の充実                         | ①就学教育相談／②障がい児通所支援事業<br>③日中一時支援事業／④特別支援教育 |
| 5 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援 | ①スクール・カウンセラーの配置<br>②町教育支援センター「オアシス」での相談  |
| 6 権利に関する普及啓発                        | ①人権教育／②人権啓発活動の実施                         |

### 基本目標

# 5

## 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている保護者たち子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を推進します。

### 施策内容

### 主な取組

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減   | ①児童手当／②保育料の減免<br>③上三川町ふるさと人材育成奨学金        |
| 2 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上 | ①家庭教育学級／②子育てサロン事業<br>③家庭教育オピニオンリーダーの活動支援 |
| 3 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備  | ①企業への意識啓発／②父親の子育て参加意識の啓発<br>③放課後児童健全育成事業 |

基本目標

6

# 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

子どもたちが様々な体験を通じて成長できるよう、公共の場での活躍の機会づくりを推進するとともに、若者たちが積極的に社会に関わることができるように、地域社会など様々なコミュニティとの交流機会の創出に取り組むことで、子どもや若者、子育て世代にやさしい社会づくりを推進します。

## 施策内容

## 主な取組

### 1 子どもの安全の確保

- ①防犯灯の設置／②災害時要援護者等対策
- ③校内の危機管理体制の整備

### 2 子育てを支援する生活環境の整備

- ①道路整備事業
- ②子育てにやさしい公共施設の整備の実施



## 教育・保育事業に係る量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、地域特性などを総合的に勘案し「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」のみ小学校区の提供とし、その他の事業は町全体での提供とします。

### 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

認定区分	対象年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)	・専業主婦(夫)家庭 ・共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定		・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分)	
3号認定	0～2歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分) ・特定地域型保育事業	・共働き家庭

### 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

認定区分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1号認定	量の見込み	416人	416人	416人	416人	416人
	確保の方策	420人	419人	418人	417人	416人
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	374人	374人	374人	374人	374人
	確保の方策	400人	399人	398人	397人	396人
3号認定 (0歳)	量の見込み	88人	87人	86人	85人	84人
	確保の方策	107人	106人	105人	104人	103人
3号認定 (1歳)	量の見込み	135人	133人	131人	129人	127人
	確保の方策	135人	133人	131人	131人	131人
3号認定 (2歳)	量の見込み	134人	132人	130人	128人	126人
	確保の方策	134人	133人	133人	133人	133人



## 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業の利用量に対する十分な確保の方策を設定します。

### ▶ 地域子ども・子育て支援事業の確保の方策

事業	事業内容	令和11年度(2029)	
		量の見込み	確保の方策
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	量の見込み	1か所
		確保の方策	1か所
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	量の見込み	2,920人/月
		確保の方策	2,920人/月
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対し、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	量の見込み	1,700人回
		確保の方策	1,700人回
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、助産師等が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。	量の見込み	155人
		確保の方策	155人
養育支援訪問事業及び 要保護児童等に対する 支援に資する事業	(1) 養育支援訪問事業	量の見込み	50人
	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、当該自宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。	確保の方策	50人
	(2) 要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み	代表者 会議開催 1回 実務者 会議開催 3回
	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、関係機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	確保の方策	代表者 会議開催 1回 実務者 会議開催 3回
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業・ショートステイ事業)です。	量の見込み	30人
		確保の方策	30人
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。	量の見込み	15人
		確保の方策	15人
一時預かり事業	(1) 一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み	22,000人日
	幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。	確保の方策	22,000人日
	(2) 一時預かり事業(幼稚園型以外)	量の見込み	950人日
	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所(園)において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	確保の方策	950人日
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園において保育を実施する事業です。	量の見込み	140人
		確保の方策	140人
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園において保育を実施する事業です。	量の見込み	1,080人日
		確保の方策	1,080人日

事業	事業内容	令和11年度(2029)	
		量の見込み	
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	量の見込み	406人
		確保の方策	470人
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	低所得世帯等の特定の世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。		
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	保育所(園)、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。		
新規 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	量の見込み	40人日
		確保の方策	40人日
新規 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	量の見込み	15人
		確保の方策	15人
新規 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業です。	量の見込み	462人
		確保の方策	462人
新規 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所(園)等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。	量の見込み	9人
		確保の方策	9人
新規 産後ケア事業	生後1歳未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	量の見込み	20人日
		確保の方策	20人日



## 計画の推進に向けて

### (1) 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、関係者(機関)や学識経験者、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「上三川町子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めていきます。また、本町の人材の育成に取り組むとともに、地域でのサポート体制を強化していきます。

### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築します。また、計画の進捗状況について、「上三川町子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。

## 上三川町こども計画

概要版

令和7(2025)年3月

[発行] 上三川町 [編集] 上三川町子ども家庭課  
〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地  
TEL:0285-56-9130